

規定審議会の会議運営手続規則 (推奨)

2016 年規定審議会を以下の手続規則に準拠し遂行することを、審議会運営委員会は推奨しています。

目次

- 第 1 節 — 定義
- 第 2 節 — 審議会議員
- 第 3 節 — 議事順序
- 第 4 節 — 議員による動議
- 第 5 節 — 動議の種類
- 第 6 節 — 本動議
- 第 7 節 — 会議運営手続に関する動議
- 第 8 節 — 動議の修正
- 第 9 節 — 本動議の表決
- 第 10 節 — 討議
- 第 11 節 — 投票
- 第 12 節 — 異議の申し立て
- 第 13 節 — 議事進行に関する事項
- 第 14 節 — 休憩
- 第 15 節 — 立法案の撤回
- 第 16 節 — 審議会によって提出される立法案
- 第 17 節 — 資料の配布
- 第 18 節 — 日程の修正
- 第 19 節 — 手続規則の修正
- 第 20 節 — その他の手続事項

第 1 節 — 定義

議長(Chair) 審議会の会議を進行させる役員。議長は、審議会の議事を監督し、いかなる事柄(いかなる動議をも含む)についても意見を述べることができ、議長の職責に通常属するその他の全任務を担うものとする。議長は、審議会の会議の司会者となる(議長の決定またはその他の事情によって、副議長が司会を務める場合を除く)(RI 細則第 8.040 節)。

組織規定(Constitutional Documents) RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブロータリークラブロータリークラブ定款の 3 種類の資料(RI 細則第 1 条第 3 項)。

欠陥(Defective) 次のような立法案があるとみなされる。

- i. 二つ以上の異なる意味に解釈できる立法案
- ii. 組織規定の関係箇所をすべて改正していない立法案
- iii. その採択が法令に反する立法案
- iv. 決議の形式をとっているが、RI 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする立法案

- v. RI 細則または RI 定款に抵触するような形で標準ロータリークラブ定款を改正する立法案、または RI 定款に抵触するような方法で RI 細則を改正する立法案
- vi. 管理または施行が不可能な立法案 (RI 細則第 7.037.2.項)

規則制定 (Enactment) 組織規定を改正する審議会決定 (RI 細則第 7.010.節)。

立法 (Legislation) 審議会に正規の手続きで提案された規則制定と決議。

過半数の投票 (Majority Vote) 動議の承認に必要とされる、単純多数決または 3 分の 2 の投票:

- 1) 単純多数決は、出席投票議員による投票のうち、賛成票が反対票を 1 票以上上回る必要がある。
- 2) 3 分の 2 の投票は、出席投票議員による投票のうち、賛成票が反対票の 2 倍以上である必要がある。

出席投票議員 (Members Present and Voting) 賛成または反対の投票を行う議員。欠席または投票を棄権する議員は、出席投票議員ではない。

動議 (Motion) 議員が審議会に決定を求める提案。動議には本動議と会議運営手続の 2 種類がある (以下の説明を参照のこと)。

審議順序 (Order of Consideration) 単純多数決によって採択された、立法案件の審議順序。

日程 (Order of the Day) 特定の立法案の審議時間および (または) 討議に充てられた特別な制限時間は、出席投票議員の単純多数決によって採択した議事進行に関する手続。

提案者 (Proposers) 立法案を提出したクラブ、RI 理事会、その他の者 (RI 細則第 7.020.節と第 7.030.節)。

定足数 (Quorum) 議事を進めるのに出席が必要とされる、投票権を有する議員数。全投票議員の 2 分の 1 の出席が必要とされる (RI 細則第 8.110.節)。

決議 (Resolution) 組織規定を改正しない立法 (RI 細則第 7.010.節)。

特殊な立法案 (Technical Legislation) 実質的な変更を加えずに、組織規定の言葉遣いを修正または明確にすることを目的とする審議会決定。

第 2 節 — 審議会議員 すべての審議会議員は、投票権の有無にかかわらず、審議会中、同一の特権と責務を有する。ただし、投票権を有しない議員はいかなる案件にも投票することはできない。審議会議員は、正規の信任状手続を踏んだ後、審議会の会期全体を通じて議員を務める。各投票代議員は、投票に付される各提案に 1 票を投じる資格がある。審議会では委任状による代理者の投票はない (RI 細則第 8.010.節と第 8.110.節)。

第3節 — 議事順序

- 1) 信用状委員会が事前に行う報告 (RI 細則第 8.090.節)。
- 2) 手続規則の採択 (RI 細則第 8.120.1.項)。
- 3) 正規の手続きで提出された全立法案の審議会への回付 (RI 細則第 7.050.4.項)。
- 4) RI 理事会が、RI 細則第 7.050.2.項と第 7.050.3.項の規定に基づき、審議に回付しないと決定した立法案を追加する動議に対する決定。この動議は、討議も修正もできない。しかし、定款細則委員会の委員は、その案件を審議会に回付しなかった理由について簡潔に説明してもよいし、また動議の提案者は、その説明に不満があれば、それについて簡潔に説明してもよい。この動議は、3 分の 2 の同意を得なければならない (RI 細則第 7.050.2.項と第 7.050.3.項)。
- 5) その日の審議順序と、ほかの必要な日程の採択 (RI 細則第 8.130.1.項)。
- 6) 理事会による 5 カ年財務見通しの提出 (RI 細則 17.060.2.項)。
- 7) 理事会による戦略計画の進捗報告 (RI 細則 5.010.節)。
- 8) 正規の手続で提出された立法案と修正案の審議と決定 (RI 細則第 7.050.6.項)。
- 9) 信任状委員会からの最終報告 (RI 細則第 8.090.節)。
- 10) 審議会の散会。

第4節 — 議員による動議 決定を求める場合、議員は動議を提出する。動議は、投票権の有無にかかわらず、各審議会議員が提出できる。動議を提出するには、議員がマイクまで進み、議長から発言の許しを得る。発言の許しを得た後、自分の氏名、使用する言語、(投票権を有する議員であれば) 地区番号を述べたうえで、「議長、私は _____ の動議を提出いたします」と言う。本動議を除くすべての動議に対しては、もう 1 名の議員の賛成 (セカンド) が必要である。賛成は、挙手により表明できる。賛成が直ちに表明されなかった場合には、議長の方から賛成者を求めることができる。議員から動議の賛成が得られなかった場合、この動議 (本動議を除く) は審議会では審議されない。動議の採択には、組織規定またはほかの規則によって 3 分の 2 が必要とされない限り、出席投票議員の単純多数決のみを必要とする。

第5節 — 動議の種類 動議には、本動議と会議運営手続に関する動議の 2 種類がある (第 6 節と第 7 節を参照のこと)。本動議の討議中、その討議について会議運営手続に関する動議を提出することができる。議長が会議運営手続に関する動議を受理した場合、この動議は、審議中の本動議に優先し、その本動議の審議を進める前に審議会の決定に付されなければならない。

第6節 — 本動議 本動議は、正規の手続きで提出された制定案または決議案の採択のために審議会議員が行える唯一の手続である。立法案件の承認を求める本動議は、原案または本手続規則の第 9 節に規定するように修正した形で提出できる。本動議が審議会議員から提出され、議長が受理した場合、本規則に別段の規定がない限り、この本動議の表決が終るまで、審議会はほかの本動議を審議でき

ない。2 つ以上の特殊な立法案が審議され 1 つの本動議を通じて採択される場合を除き、各立法案には個別の本動議が必要とされる。

第 7 節 — 会議運営手続に関する動議 この種の動議はいくつかあり、優先順位は議長が決定する。最も一般的な会議運営手続に関する動議（本規則の末尾にある補遺資料 A に記載）は以下の通りである。

- A. **修正** 審議中の議案に修正を加えようとする動議。このような動議は討議できるが、修正はできない。また、本規則第 8 節の制約事項が適用される。
- B. **討議終結** 審議中の議案の討議を終結させる動議。この動議については討議も修正もできず、議案について発言をした議員はこの動議を提出できない。議長は、十分に討議されたと判断したならば、この動議を受理し、表決にかける。この動議が 3 分の 2 の多数で承認なかった場合、審議中の議案の討議は続く。討議終結の動議が 3 分の 2 の多数で承認された場合には、討議は終結し、議長が表決にかける。ただし、審議中の議案が本動議の場合、(1) 議長は、特別議員に発言を許可することができ、(2) 本動議の提案者は結びの論述をする時間を通常通り与えられる。
- C. **一定日時までの延期** 一定の日時、または議長が選んだ日時まで、上程されている議案の審議を延期する動議。この動議は討議も修正もできる。動議が採択された場合、当該議案の審議は、指定された日時、または、議長の判断によりそれに近い日時に再開される。この動議は、議長の裁量により、2 つ以上の議案を対象とすることができる。
- D. **再審議** 審議会の先の決定を再審議する動議で、本動議に対する決定、または RI 理事会に付託するよう可決された動議、または審議を無期延期とするよう可決された動議の再審議のみに利用できる。決定の再審議に関する動議は、本項の規定に従って討議できるが、修正はできない。この種の動議は、その決定と同日または翌日に提出されなければならない。再審議が求められている決定の動議提出者には、再審議の動議について適切な形で通知しなければならない。この動議は、当初の決定で多数側に立って投票した議員が次のような形で提出する必要がある：「議長、私は多数側の 1 人として制定案（決議案）____ 号の決定についてそれを再審議する動議を提出いたします」。動議に対する賛成者 2 名と反対者 2 名に限り、交互に動議についての発言を許され、これらの発言が終わった後、直ちに採決を行うものとする。4 人の発言者の陳述には 3 分の時間が与えられる。再審議の動議は、過半数の賛成投票により成立する。再審議という動議が承認された場合、その動議の対象となった本動議の審議は、議長から別段の指示がない限り、審議順序の最後に置かれ、通常の討議規則が適用される。
- E. **理事会への付託** 立法案にさらに検討を加えるために RI 理事会に付託し、よって審議会での審議から除こうという動議。この動議について討議はできるが、修正はできない。この討議では、審議されている立法案の価値について討議し

てもよい。RI 理事会への付託は審議会による案件への支持を示唆するものではなく、付託された案件は、提案者による理事会への請願と同じ効果を持つ。理事会に付託する動議が採択された場合、後に再審議の動議が採択されない限り、その立法案が審議会ですらに審議されることはない。理事会への付託動議には、議長の裁量により、2つ以上の立法案を含めることができる。

- F. 手続規則の一時停止 特定の場合または審議会会期中、本手続規則の一つまたはいくつかの特定の規定を一時停止しようという動議。この動議については討議も修正もできない。審議中でない場合に限り、このような動議を提出でき、採択には、3分の2の賛成を必要とする。
- G. 無期保留 審議中の議案の審議を不特定の後日まで延期しようという動議。この動議については討議できるが、修正できない。審議されている立法案の価値について討議してもよい。動議が一定の日時を指定している場合は、無期保留の動議ではなく、「一定日時までの延期」の動議となる。無期保留の動議が採択された場合、後に再審議の動議が採択されない限り、その立法案はその審議会ですらに審議されない。この動議には、議長の裁量により1つ以上の立法案を含めてもよい。

第8節 — 動議の修正 ほかの動議を修正しようという動議は、次の条件に従わなければならない。

- A. 制定案に対する修正動議は、通知後、書面により事前にする 制定案に修正を加えようとする動議は、その制定案が審議される前日の正午までに、議長に書面で提出されなければならない。ただし、制定案への修正案は、動議の提案者が議場で口頭で述べても明確に理解でき、かつ本第8節の下記B項と矛盾しないと議長が判断した場合には、議長はこの条件を免除できる。議長がまた、書面でこの動議を受け取った後、審議会運営委員会がこの書面による修正案の趣旨を明確にするのもっと時間がかかると判断した場合、議長は、その修正案の対象となる制定案、および関係する運営手続規則に関する動議の審議を特定の日時まで延期することができる。
- B. ほかの制約 次のような状況では、ほかの動議を修正しようという動議は適切でなく、議長は受理しない。
 - 1) 審議中の動議と密接な関係のないもの。運営手続規則に関する動議なら、その対象となる本動議の目的に関連していなければならない。修正に名を借りて別な新しい問題を持ち込んで서는ならない。
 - 2) 否定の形をとっている原案を肯定の形にするなど審議中の動議の趣旨を逆転させるもの。
 - 3) 審議会が既に決定した問題と同一内容のもの。
 - 4) 審議中の議案について実質的な内容に変更のないもの。
 - 5) 制定案から「制定する」という文言を、また決議案から「決議する」という文言を削除するだけのもの。

- 6) 何ら意味のある修正を提案したこととならないような文言を審議中の議案に削除または挿入するもの。
 - 7) 取るに足らないもの、または馬鹿げたもの。
 - 8) 決議案を修正するもの。
- C. 修正案の修正 修正案の修正は認められない。

第9節 — 本動議の表決

- A. 原案または修正された形 立法案件の承認を求める本動議は、次のいずれかに該当しなければならない。
 - 1) 事務総長により審議会に回付された原案通りに採択する。
 - 2) 本手続規則第8節に従い修正された制定案を採択する。
- B. 提案者の代理 立法案を提出したクラブと地区は、それぞれの地区の代表議員によって審議会に代理を送っているとみなされる。ただし、別の審議会議員が代理を務めることに同意したことを、提案者が議長に通知した場合はこの限りではない。立法案件が審議されるときは、提案者の代理する代表議員が、その案件の採択動議を提出する優先権をもつ。代理が採択動議を提出しなかった場合、その他のどの議員でもその採択動議を提出できる。
- C. 動議が提出されない場合 次の立法案件の議事に入ると発表され、どの議員からも動議が提出されなかった場合、この案件は撤回されたとみなされ、その後、本動議の対象とならないものとする。ただし、然るべき理由があった場合は、議長が決めた日時に代表議員が本動議を提出することを、議長が許可できる。
- D. 採択または否決 立法案採択の動議が所定の多数票によって承認されると、その案件は採択される。その動議が所定の多数票によって承認されない場合、その案件は否決される。

第10節 — 討議 審議会のすべての議員は、いかなる議案の討議にも参加できる。審議会の議員ではない人は、討議に参加できない。

- A. 発言者の確認 討議は、議長が動議の受理を報告してから始まる。議員は、議長から発言の許可を得てから、討議で発言することができる。
- B. 冒頭と結びの論述 本動議の提出者は、冒頭と結びの論述を行う権利を有する。日程に別段の取り決めがない限り、立法案の説明に4分の時間が提出者に与えられる。実質的な論評または反対意見があった場合、本動議の提出者は、それらに答えるため、討議の結びに3分の時間を与えられる。議長が認可しない限り、提出者は本動議に関する討議において、それ以外に発言をすることはできない。
- C. 討議の制約 本動議の提出者以外の議員は、許可を求め、議長から許可を得た場合を除き、動議の討議において1回に限り発言が認められる。その問題についてまだ発言をしていない議員で発言を求めている者がいる限り、動議につ

いて既に発言した議員が 2 回目の発言をすることはできない。議案に関する議員の発言は、日程に別段の取り決めがない限り、1 回に 3 分を超えないものとする。ただし、前述の本動議の提出者の場合、または出席投票議員の単純多数の同意のある場合は、この限りでない(討議における各制限時間のまとめは補遺資料 B を参照のこと)。

- D. 討議のバランス 議長は、動議の賛成者と反対者が等しく意見を表明する機会を得るよう努めるものとする。

第 11 節 — 投票 議長が正当な理由により別段の決定を下さない限り、通常の採決方法は電子投票システムである。電子投票システムが使われない場合は、次の規則が適用される。

発声または挙手で採決し、議長は直ちにその結果を発表する。もし議長の発表結果について疑念を抱く議員があれば、その議員は、ほかの議事に進む前に、直ちに「賛否分離方法による採決」を要求できる。この方法による採決の要求があった場合、または議長が賛否分離方法による採決を指示したときは、議長はまず、賛成側の起立を求め、次に反対側の起立を求める。議長がまだ確信をもてない場合、または議員が 2 回目の賛否分離方式による採決を要求した場合、議長が直ちに計算係を任命したうえ、再び採決を行う。その場合、賛成側の起立を求めてこれを数え、次に同じ手続を反対側にも用いる。計算係が集計し、議長がこの報告を発表する。

第 12 節 — 異議の申し立て 議員は、RI 細則第 8.120.2.項に従って、議長の行った決定に対して異議の申し立ての動議を提出することができる。異議の申し立てはセカンドを必要としないが、その決定が下された直後にのみ提出できる。もし何かほかの討議や議事があいだに入ってしまった場合、もはやこの動議の提出はできない。異議の申し立ての動議については、討議はできるが修正はできない。議長は、異議申し立ての提出を発表する際に、議長の役割を保持したままで自分の行った決定についてその理由を説明することができ、その時間は 4 分を限度とする。異議の申し立ての討議において、いかなる議員も 1 回を超えて発言できない。ただし、議長が、決定に対する反対意見に答えてその討議を打ち切る場合についてはこの限りではない。申し立て動議に関する各議員の発言は 3 分とし、議長が決定に対する反対意見に答えて、その討議を打ち切るために 3 分間が与えられる。その後、議長は「議長の決定を支持しますか」と審議会に問いかけ、表決を行う。議長の決定を覆すには、出席投票議員の多数決が必要である。投票の結果が可否同数となった場合には、議長の決定が支持されたことになる。

第 13 節 — 議事進行に関する事項 議員は、議事進行に関する事項を申し出ることによって簡潔に意見を述べたり、具体的な質問を投げかけたりすることができる。これは動議ではないので、セカンドは必要なく、討議も修正もできない。場合によっては議長の裁定が必要とされる。

A. 特権事項 これは、審議会と審議会議員に認められている権利および特典に関する議員の簡潔な発言である。次の事項が特権に属すが、これだけに限られない。

- 1) 審議会の構成に関するもの。
- 2) 会議場の暖房、採光、換気など議員のための好環境の保持に関するもの。
- 3) 騒音その他会議の妨げとなるようなものの防止など。
- 4) 会議に出ている役員や議員の言動に関するもの。
- 5) 議員の規則違反その他風紀を乱す行為に対する懲罰に関するもの。
- 6) 傍聴人や訪問者の言動に関するもの。
- 7) 公表された報告書または議事録の正確性に関するもの。

審議会の特権事項は、議員個人の特権事項に優先する。議長は、特権事項に関する発言が正当かどうかを判断し、正当である場合は適切な処置を決める。

B. 進行手続に関する事項 これは議員が組織規定または本手続規則への違反に対して、簡潔に注意を喚起したり、抗議をしたりするものである。議長は、その発言が正当かどうかを判断し、正当である場合は適切な措置を決める。

C. 情報の要請 討議中の問題に関する具体的な事実または手続についての情報を簡潔に要請するものである。議長がその件が適切かどうか決定する。議長がその要請を適切と判断した場合、議長は、要請された情報を提供するか、ほかの審議会議員にその要請に応えるよう依頼できる。対応を依頼された場合、事務総長は、要請された情報を提供する職員を指名できる。

第 14 節 — 休憩 審議会は、議長によって、休憩したり、再開したりすることができる。あるいは、休憩を入れたり、その日の議事を終了したりする動議を議員も提出できる。この動議については討議も修正もできず、採択には単純多数による支持が必要とされる。議長は、議長の役割を保持したままで、自分がその動議に対する支持あるいは反対の意思を簡潔に表明することができる。

第 15 節 — 立法案の撤回 ある立法案の審議順序がまだ回ってきていない場合、その案件の提出者を代表する議員が、審議会幹事に書面で、その提案を撤回すると通告できる。立法案が二地区以上から提出されている場合、それらすべての地区の代表議員が審議会幹事に書面で、その提案を撤回すると通告しなければならない。代表議員は、議長がその趣旨の発言を許可した場合、立法案を議場で撤回することもできる。立法案が本動議として出される順序が回ってきた後は、審議会の許可を得て、本動議の提出者によってのみ撤回できる。立法案の審議順序が回ってきたにもかかわらず、どの議員によっても本動議が提出されない場合、その提案は、本手続規則第 9 節 C 項に従い、撤回されたものとみなされる。

第 16 節 — 審議会によって提出される立法案 審議会自体も RI 細則第 7.020.節で許されているように、立法案を提出できる。これには、今後の審議会での審議するための制定案を提出する旨の決議案も含まれる。この決議案を提出するには、議員が、

規定審議会最終日の前日の正午までに議長にその決議案を書面で提出しなければならない。審議会に代わって提出される決議案は、現審議会の決定に関連するものでなければならず、投票権を有する審議会議員の少なくとも 25 名による署名がなければならない。ただし、前述の条件は、感謝、支援、同情、哀悼を表明する決議案には適用されない。審議会運営委員会は、提案の文言を明確なものに書き換えることができる。議長は、その決議案が審議会で審議される時間、もしくは審議会でも審議するのにふさわしくない理由を発表する。決議案が審議会でも審議される場合、その決議案を提出した議員が、その採択動議を提出する資格を有する。この動議はほかの本動議と同じように討議することも修正することもできる。

第 17 節 — 資料の配布 審議会の投票権を有する議員が開催都市に到着後、立法案の賛否に影響を及ぼすような資料をそれらの議員に配布することはできない。ただし、そのような配布について議員が合意を求め、単純多数決によって承認されている場合はこの限りではない。審議会議員に対し、審議会前より前に提供された賛成または反対資料、あるいは RI 理事会により提供された情報の配布は、禁止されていない。本節に違反して配布された資料は、審議会議員が無視するものとし、議長が是正措置を講じることができる。

第 18 節 — 日程の修正 日程はその目的で提出された動議によって修正できる。この動議は討議も修正もできる。その承認には、出席投票議員の単純多数の支持が必要とされる。その修正案が審議会の運営に影響を与える場合、議長は、その役割を保持したままで、その修正案に対する支持、あるいは反対の意思を簡潔に表明することができる。

第 19 節 — 手続規則の修正 手続規則は、単純多数決による当初の承認後、その目的で提出された動議によって修正できる。この動議については、討議はできるが、修正はできず、その承認には 3 分の 2 の賛成が必要とされる。

第 20 節 — その他の手続事項 この規則について、矛盾する点、はっきりしない点、あるいは疑問の点が認められた場合は、RI 組織規定の定めに従うものとする。本規則と組織規定に定められていない事項については、議長が公正を基本とした判断によってこれを決定するが、議員は委員長決定に対して異議の申し立てをすることができるものとする。

補遺資料 A
会議運営手続に関する動議

	動議	討議	修正	採決
A.	修正	可	不可	単純多数決
B.	討議終結	不可	不可	3分の2
C.	一定日時までの延期	可	可	単純多数決
D.	再審議	可(条件付き)	不可	単純多数決
E.	理事会への付託	可	不可	単純多数決
F.	手続規則の一時停止	不可	不可	3分の2
G.	無期保留	可	不可	単純多数決

補遺資料 B
制限時間

- A. 本動議の討議(第10節)
 動議提出者 その他の審議会議員 動議提出者による結びの論述
 4分 3分 3分
- B. 再審議のための動議の討議(第6節)
 4名の議員(賛成2名と反対2名が交互に論述)
 3分
- C. 日程の討議
 審議順序による特別制限時間
- D. 決定に対する異議の申し立て
 議長 その他の審議会議員 議長による結びの論述
 4分 3分 3分